

令和元年度 第4回柿崎区地域協議会 次第

日時：令和元年7月16日（火）午後6時

場所：柿崎コミュニティプラザ 305～307会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 内 容

(1)報告事項

- ・総合事務所の時間外受付の見直し（案）について・・・・・・[資料No.1、資料No.2]
- ・地域活動支援事業の目的・効果に照らした「地域協議会による再度の見直し」結果について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・[資料No.3、資料No.4]
- ・みんなの保育園を考える会からの報告

5 その他の

・第5回柿崎区地域協議会の開催について

日 時：令和元年9月17日（火）午後6時～

会 場：柿崎コミュニティプラザ 305～307会議室

・頸北地区地域協議会委員合同研修会について

日 時：令和元年10月4日（金）午後

会 場：ユートピアくびき希望館

6 閉 会

総合事務所の時間外受付の見直し（案）について

上越市自治・市民環境部 自治・地域振興課

1 見直しの経緯

- 現在、平日の職員退庁後と土日・祝日の休日においては、市民の利便性の向上を図るため、木田庁舎及び各区総合事務所では、当直を2人置いて、一部の窓口業務を実施しています。
- 主な業務は、出生届、婚姻届、離婚届、死亡届等の「戸籍届の受付」、住民票の写し及び印鑑登録証明書の「時間外交付サービス」です。
- 平成30年度に約1,400の事業を対象として、事務事業の必要性や効率性等を検証する事務事業評価を行う中で、総合事務所の時間外受付における「戸籍届の受付」及び「時間外交付サービス」の実績を調査したところ、いずれの件数も少ない状況にあることが分かりました。
- このような状況から、全ての総合事務所で一律に時間外受付を開設する必要性があるかという観点に立って、時間外受付体制を見直すこととした。

2 見直しの概要

(1) 時間外受付を開設する総合事務所

- 現在、見直しの案として、総合事務所が所管する地域の地理的なまとまりの中で、戸籍届等の時間外受付の実績を考慮して、浦川原区、柿崎区、板倉区の総合事務所では、時間外受付を開設するものとします。
- 上記以外の10区（安塚区、大島区、牧区、大潟区、頸城区、吉川区、中郷区、清里区、三和区及び名立区）の総合事務所では、平日17時15分から翌日8時30分、また、土日・祝日は全日の時間外受付を開設しない（＝当直を置かない）ものとします。

(2) 戸籍届等の手続きについて

- 戸籍届等の手続きは、これまでどおり、市民の皆さんのがお住まいの区にかかわらず、木田庁舎または時間外受付を開設する3か所の総合事務所のどの時間外受付でも手続きすることができます。

(3) 防災行政無線について

- 災害時における避難情報の発令等の放送については、これまでどおり職員が対応します。

○火災の発生・鎮火、停電に関する放送は、原則、行わない方針です。

※消防団の出動命令については、消防団メールにより団員へ出動命令を発出し、収集対応を図っています。

※火災で大規模な延焼のおそれがある場合や、大規模かつ長時間の停電が生じた場合など、市民の皆さんに危険や生活上の支障が及ぶ場合には、この原則によらず対応を図ります。

○市が配信している「安全メール」に登録いただくことで、災害や犯罪、交通事故などに関する情報を携帯電話やパソコンのメールで受け取り、文字情報として確認することができます。

(参考) 「安全メール」でお知らせする内容

- ① 防犯情報（不審者情報・事件情報）
- ② 防災情報（災害発生情報・避難関係情報・台風接近情報）
- ③ 火災情報（火災発生情報・鎮火情報）（注）昼夜を問わず配信
- ④ 交通安全情報（交通事故発生情報・防止対策情報）
- ⑤ その他（クマ、サルなどの出没情報、行方不明者情報など）

○火災や停電情報を得るための電話番号や安全メールの登録方法については、全世帯にチラシを配布するなどしてお知らせします。

(参考) コミュニティプラザのご利用について

○コミュニティプラザは、これまでどおり 8 時 30 分から 22 時までご利用いただけます。※管理人を 1 人配置する予定です。

3 今後の予定

○見直し案による対応方法について検討や準備を進め、早ければ令和 2 年 4 月から見直した内容で実施したいと考えています。

総合事務所時間外受付に関する柿崎区の状況

1 戸籍届受付状況

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
死亡届	46	40	43
出生届	2	4	2
婚姻届	5	8	8
離婚届等	2	1	1

2 証明書交付状況

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
住民票・印鑑証明	29	17	18

3 電話対応状況（平成 30 年度）

		昼間 (8:30~17:15)	夜間 (17:15~翌 8:30)	合計
合計	平日	—	31	31
	休日	28	13	41
	合計	28	44	72
月平均	平日	—	2.6	2.6
	休日	2.3	1.1	3.4
	合計	2.3	3.7	6.0

※火災やクマ目撃の通報など宿日直日誌に記録が残っているものを集計。

4 火災発生状況

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
年間発生件数	3	5	3
うち時間外 〔平日の 17:15~翌 8:30〕 休日の全部	3	5	2

※発生時と鎮火時に防災行政無線で放送。

5 時間外受付関連経費（令和元年度契約額）

内 容	金 額
時間外受付業務委託	約 696 万円
機械警備業務委託	約 39 万円
行政事務嘱託員報酬	約 13 万円
合 計	約 748 万円

「地域協議会による再度の見直し」状況

1 地域課題の解決に向けた採択方針の精査について ※割合は小数点以下四捨五入（以下、同じ）

	対応済み・対応予定	「対応済み・対応予定」以外	該当区数等
H31 年度新規対応	該当数 5 ①見直しを実施 5 (割合) 18%	該当数 1 ②運用の精査で対応 1 (割合) 4%	6 21%
H31 年度新規対応 以外	該当数 17 ③精査した運用方 針を継続 17 (割合) 61%	該当数 5 ④区の実態を踏まえ、 必要に応じて検討 5 (割合) 18%	22 79%
該当区数等	22 (割合) 79%	6 (割合) 21%	28 100%

⇒ 今回の見直しの結果を含め、何らかの対応を図る区数 23 (82%)

※ 区の採択方針に対応済み 22 (79%)、個別案件に応じて運用の精査で対応など 1 (4%)

① 見直しを実施【5 区】直江津、浦川原、大島、板倉、三和

→ 補助金の効果を広く地域に波及するため、採択方針及び募集要項に文言を追加・修正

② 運用の精査で対応【1 区】和田

→ 採択方針は現状維持。審査時に和田区にとって大事な事業を考慮しながら実施

③ 精査した運用方針を継続【17 区】高田、新道、春日ほか 14 の区

→ 例示された市の考えは、既に反映済み（柿崎、大潟、名立）

→これまで見直しを継続しており、常に精査した状態（新道、有田など）

④ 区の実態を踏まえ、必要に応じて検討【5 区】金谷、三郷、牧、頸城、清里

→ 自主的審議を優先し、個別の制度設計等は H31 年度中に検討（H32 で反映）（清里）

2 提案団体の自立化に向けた取組について

	対応済み・対応予定	「対応済み・対応予定」以外	該当区数等
H31 年度新規対応	該当数 4 ①見直しを実施 4 (割合) 14%	該当数 15 ②運用の精査で対応 15 (割合) 54%	19 68%
H31 年度新規対応 以外	該当数 4 ③対応済みのため 現状維持 4 (割合) 14%	該当数 5 ④区の実態を踏まえ、 必要に応じて検討 5 (割合) 18%	9 32%
該当区数等	8 (割合) 29%	20 (割合) 71%	28 100%

⇒ 今回の見直しの結果を含め、何らかの対応を図る区数 23 (82%)

※ 区のルールとして対応 8 (29%)、個別案件に応じて運用の精査で対応など 15 (54%)

① 見直しを実施【4 区】高田、吉川、清里、三和

→ 補助希望額を年数に応じて減額（高田、三和）、補助金交付の上限額を引き下げ（吉川）

→ 審査結果に応じて、補助金交付額を傾斜配分（清里）

② 運用の精査で対応【15 区】新道、春日、諏訪のほか 12 の区

→ 一律的な基準設定は個別案件で適用し難く、提案内容等に応じて審査で調整（全 15 区）

③ 対応済みのため現状維持【4 区】大島、柿崎、大潟、板倉

→ 継続事業の回数制限を規定済み（大島、大潟、板倉）、切り下げを規定済み（柿崎）

④ 区の実態を踏まえ、必要に応じて検討【5 区】金谷、三郷、和田、牧、頸城

3 新規案件の掘り起しに向けた取組について

	対応済み・対応予定	「対応済み・対応予定」以外	該当区数等
H31 年度新規対応	<u>該当数</u> 3 ①見直しを実施 3 (割合) 11%	<u>該当数</u> 15 ②運用の精査で対応 14 (割合) 50%	<u>18</u> 64%
H31 年度新規対応以外	<u>該当数</u> 4 ④対応済みのため現状維持 4 (割合) 14%	<u>該当数</u> 6 ⑥区の実態を踏まえ、必要に応じて検討 6 (割合) 21%	<u>10</u> 36%
該当区数等	<u>7</u> (割合) 25%	<u>21</u> (割合) 75%	<u>28</u> 100%

⇒ 今回の見直しの結果を含め、何らかの対応を図る区数 22 (79%)

※ 区のルールとして対応 7 (25%)、個別案件に応じて運用の精査で対応など 15 (54%)

① 見直しを実施【3 区】高田、吉川、三和

- 継続事業については、補助希望額を年数に応じて減額（高田、三和）
- 補助金交付の回数制限を規定（吉川）

② 運用の精査で対応【14 区】新道、春日、諏訪ほか 11 の区

- 一律的な基準設定は個別案件で適用し難く、提案内容等に応じて審査で調整（全 14 区）

③ 他の手段により新規案件の掘り起しの実施【1 区】直江津

- 一律的な基準設定は個別案件で適用し難く、地域協議会だより等の周知を継続（直江津）

④ 対応済みのため現状維持【4 区】大島、柿崎、大潟、板倉

- 継続事業の回数制限を規定済み（大島、大潟、板倉）
- 継続事業の補助率切り下げを規定済み（柿崎）

⑤ 区の実態を踏まえ、今後、必要に応じて検討【6 区】金谷、三郷、和田、牧、頸城、清里

- 自主的審議を優先し、個別の制度設計等は H31 年度活動で検討（H32 に反映）（清里）

4 ソフト活動を支援の主な対象と考える基準の明確化について

	対応済み・対応予定	「対応済み・対応予定」以外	該当区数等
H31 年度新規対応	<u>該当数</u> 0 (割合) 0%	<u>該当数</u> 20 ①運用の精査で対応 20 (割合) 71%	<u>20</u> 71%
H31 年度新規対応以外	<u>該当数</u> 2 ②対応済みのため現状維持 2 (割合) 7%	<u>該当数</u> 6 ③区の実態を踏まえ、必要に応じて検討 6 (割合) 21%	<u>8</u> 29%
該当区数等	<u>2</u> (割合) 7%	<u>26</u> (割合) 93%	<u>28</u> 100%

⇒ 今回の見直しの結果を含め、何らかの対応を図る区数 22 (79%)

※ 区のルールとして対応 2 (7%)、個別案件に応じて運用の精査で対応など 20 (71%)

① 運用の精査で対応【20 区】金谷、三郷、和田、牧、柿崎、頸城、板倉、清里を除く 20 区

- 一律的な基準設定は個別案件で適用し難く、提案内容等に応じて審査で調整（全 20 区）

② 対応済みのため現状維持【2 区】柿崎、板倉

- 地域協議会において、基準を設定済み（柿崎、板倉）

③ 区の実態を踏まえ、必要に応じて検討【6 区】金谷、三郷、和田、牧、頸城、清里

- 自主的審議を優先し、個別の制度設計等は H31 年度活動で検討（H32 に反映）（清里）

5 追加募集実施に当たっての基準について

	対応済み・対応予定	「対応済み・対応予定」以外	該当区数等
H31 年度新規対応	<u>該当数</u> 5 ①見直しを実施 5 (割合) 18%	<u>該当数</u> 17 ②運用の精査で対応 14 (割合) 50% ③追加募集を積極的に活用 3 (現状の規定は見直さない) (割合) 11%	<u>22</u> 79%
H31 年度新規対応以外	<u>該当数</u> 0 (割合) 0%	<u>該当数</u> 6 ④区の実態を踏まえ、必要に応じて検討 6 (割合) 21%	<u>6</u> 21%
該当区数等	<u>5</u> (割合) 18%	<u>23</u> (割合) 82%	<u>28</u> 100%

⇒ 今回の見直しの結果を含め、何らかの対応を図る区数 22 (79%)

※ 区のルールとして対応 5 (18%)、個別案件に応じて運用の精査で対応など 17 (61%)

① 見直しを実施【5 区】諒訪、津有、柿崎、板倉、三和

→ 追加募集を廃止 (津有)、回数制限 (二次募集まで) (柿崎、板倉、三和)

→ 「追加募集しない場合あり」と募集要項に明記 (諒訪)

② 運用の精査で対応【14 区】高田、新道、春日ほか 11 の区

→ 採択状況に応じて、臨機に対応 (全 14 区)

③ 追加募集を積極的に活用 (現状の規定は見直さない)【3 区】安塚、中郷、名立

→ 不用額は積極的に追加募集に活用 (ただし、二次募集まで) (安塚、中郷)

→ 不用額は積極的に追加募集に活用 (名立)

④ 区の実態を踏まえ、今後、必要に応じて検討【6 区】金谷、三郷、和田、牧、頸城、清里

→ 自主的審議を優先し、個別の制度設計等は H31 年度活動で検討 (H32 に反映) (清里)

6 提案団体と関わりの強い委員による審査関与について

	対応済み・対応予定	「対応済み・対応予定」以外	該当区数等
H31 年度新規対応	<u>該当数</u> 3 ①見直しを実施 3 (割合) 11%	<u>該当数</u> 12 ②運用の精査で対応 12 (割合) 43%	<u>15</u> 54%
H31 年度新規対応以外	<u>該当数</u> 8 ③対応済みのため 現状維持 (割合) 29%	<u>該当数</u> 5 ④区の実態を踏まえ、必要に応じて検討 (割合) 18%	<u>13</u> 46%
該当区数等	<u>11</u> (割合) 39%	<u>17</u> (割合) 61%	<u>28</u> 100%

⇒ 今回の見直しの結果を含め、何らかの対応を図る区数 23 (82%)

※ 区のルールとして対応 11 (39%)、個別案件に応じて運用の精査で対応 12 (43%)

① 見直しを実施【3 区】大島、吉川、板倉

→ 新たに取扱いを明記 (大島、吉川)

→ 従前の取扱いのほか、会長が実態に応じて委員に審査自肅を求める (板倉)

② 運用の精査で対応【12 区】高田、春日、三郷ほか 9 の区

→ 個別案件に応じて判断。審査に加わる時は、公明正大な姿勢で臨むことを確認 (全 12 区)

③ 対応済みのため現状維持【8 区】新道、諒訪、津有、直江津、安塚、柿崎、三和、名立

→ 「提案団体の代表者等である場合に当該委員の審査自肅」等を規定 (全 8 区)

④ 区の実態を踏まえ、今後、必要に応じて検討【5 区】金谷、和田、牧、頸城、清里

→ 自主的審議を優先し、個別の制度設計等は H31 年度活動で検討 (H32 に反映) (清里)

7 その他、地域協議会による自主的な見直しについて

(1) 審査・採択

- ① 国県市に類似の補助事業がある場合は、不採択を原則（吉川）
- ② 審査方法を見直し（金谷、柿崎、吉川、三和）
 - ※ 審査点数の取扱いを変更（柿崎、吉川、三和）
 - ※ 全体討議での審査を基本審査等に先行していた点を改め、全事業者に事業説明の機会を付与した後、基本審査等を実施（金谷）
- ③ 補助金交付額の傾斜配分方法を見直し（牧、吉川）

(2) 提案案件へのアフターフォロー

- ① 不採択の通知に係る説明事項（理由）の調製方法を整理（三和）
- ② 実施事業を対象に、「採択年度以降に地域協議会による検証実施」を規定（板倉）

(3) その他

- ① 当初募集の期間を提案団体の提案しやすさに配慮して2週間から3週間に拡大（頸城）
- ② H31は大型連休を考慮し、募集期間を変更（高田、金谷）
 - ※ 採択結果を提案者に通知できるよう期限を前倒し（高田）
 - ※ 提案団体の提案しやすさに配慮して期限を後送り（金谷）

地域課題の解決に向けた「採択方針」の精査により、見直しを実施した区の状況

1 直江津区

- 補助の効果を広く地域に波及するため、採択方針及び募集要綱に文言の追加等を行った。
 - ①「優先的に採択する事業」中、「介護、認知症予防」を追加
 - ②「事業の対象外」中、「提案団体の会員に補助事業の成果が限られる事業」及び「地域の課題解消や活力向上に向けて、自らの活動によらずに貢献を図ろうとする事業」を追加

2 浦川原区

- 採択方針を分かりやすくすることで、地域課題の解決に向け、団体等が課題をより具体に捉え、将来を見据えた形で事業提案ができるように整理した。
- (優先採択事業)

見直し後	見直し前
<ul style="list-style-type: none"> 地域団体等と住民が協働し、または住民が主体となって取り組む、地域を活性化する事業 日常生活に関する課題に対し、住民同士が支えあって解決する事業 少子・高齢化などの地域課題の解決に取り組む事業 住民の福祉、健康の充実に取り組む事業 安全・安心なまちづくりの実現に取り組む事業 青少年の健全育成に取り組む事業 文化、歴史をはじめとする地域資源や観光資源を活用した事業 他の地域との交流・連携により、交流人口の拡大に取り組む事業 	<ul style="list-style-type: none"> 行政と住民、NPOなどの団体と住民が協働により取り組む、または住民が主体となって取り組む地域づくりなどで、より協働性が高く地域の活性化に資する事業 過疎化、高齢化などの地域課題に対して先駆的に取り組む事業で、住民全体の福祉の向上に資する事業 安全安心なまちづくりと次代を担う青少年の健全育成に資する事業 区内の各種施設を有効活用しながら事業展開することにより、施設の利用促進に資する事業 地域資源を活かした他地域との交流及び特産品の開発などにより、地域の元気づくりに資する事業

3 大島区

- 社会及び地域の変化に採択方針を対応させ、優先採択事業を明確化することで、地域や活動団体が将来を見据えた事業提案が可能となるよう、市の案も考慮しながら見直しした。
- (優先採択事業)

見直し後	見直し前
<ul style="list-style-type: none"> 団体等が主体的に取り組む事業で、協働性が高くより地域の活性化に資する事業 地域資源を活用した特産品の開発や他地域との交流などに資する事業 地域振興及び地域づくりを担う人材の育成・確保等に資する事業 日常生活に関する課題に関し、住民間で支え合う体制づくりや解決に資する事業 	<ul style="list-style-type: none"> 団体等が主体的に取り組む地域づくりのための事業で、協働性が高くより地域の活性化に資する事業 地域資源を活用した特産品の開発や他地域との交流などにより、地域の活性化に資する事業 子育て支援、高齢者生活支援などの少子高齢化対策に資する事業

4 板倉区

- 地域の課題解決や活力向上に向け、「住民の自発的な地域活動を推進する」という地域活動支援事業の目的を分かりやすく示すこととし、《優先して採択すべき事業》に「⑤地域課題を解消する事業」を追加した。

5 三和区

- 人口減少や少子高齢化が深刻化する中、町内会、消防団、地域でのボランティア活動等、色々な場面で住民間の支えあいや地域課題に取り組む人材が更に求められるため、優先して採択する事業5項目に「地域自治を担う人材を養成・確保する事業」を追加（計6項目）した。

産業グループからのお知らせ

☆彌 米山の土一袋運動スタート



米山山頂の薬師堂前は、長年の風雨により土が減っています。そこで、登山者の皆さんから山頂の修復に使う「土一袋」を運んで頂く運動（主催：米山山頂避難小屋連絡協議会-上越市・柏崎市の共同事業）がスタートしました。柿崎区内では、下牧登山口と水野林道登山口の2か所に土置場を設置しています。登山の際はぜひ皆さんも運動にご協力下さい。

☆彌 柿崎小「一の日市」出店



7月11日、一の日市において柿崎小6年生が昨年自分たちで作った「米」を販売しました。9時半スタートのお米は10分で完売。5キロ詰め（1700円）1袋は、10時からじゃんけん大会により抽選が実施され、会場は大いに盛り上りました。今秋に出店予定の下黒川小2年生児童4人も見学に訪れ、朝市を楽しんでいました。

【区内小中学校の今後の出店計画】

○下黒川小学校2年生 秋にサツマイモ等を販売予定。

○柿崎中学校特別支援学級：10月に手工芸品（予定）を出店予定。

※詳細が分かり次第、区内無線放送等で周知します。この時期の朝市は、レタス・きゅうり・なす・トマト・スイカ等の野菜・果物等が揃っています。

皆さんもぜひ「一の日市」にお越し下さい。